

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 25-WA-2252

令和 7 年 6 月 9 日

様

令和 7 年 6 月 3 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人 

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

令和 7 年 6 月 9 日

孀戀村長

様

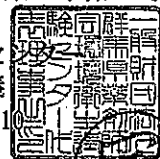
令和 7 年 6 月 3 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人 

群馬県薬剤師会環境衛生試験七

代表理事 天田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地



水道名称	三原簡易水道				
水源名称					
採水場所	観光協会				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和7年6月3日 10時00分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 宮崎 敦司		
天 候	(前日) 晴 (当日) 雨	気温(℃)	17	水温(℃)	12.6
				遊離残留塩素(mg/L)	0.2
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和7年6月3日 ~ 令和7年6月6日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	---------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 25-WA-2258

令和 7 年 6 月 9 日

様

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人 

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和7年6月3日 ~ 令和7年6月6日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	---------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。